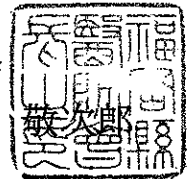




福岡医発第2318号（保）
平成15年 3月28日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原



頻回受診者に対する適正受診指導について

標記の件につきましては、平成14年5月17日付け福岡医発第368号（保）にてお知らせいたしておりましたが、今般、各指定医療機関に対して、平成15年3月分の医療券送付時に、別紙チラシを同封する旨福岡県保健福祉部監査保護課より通知がありましたので、お知らせいたします。

14監保第 596号
平成15年3月20日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長
(監査保護課)



頻回受診者に対する適正受診指導について

生活保護法による医療扶助につきましては、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、頻回受診者に対する適正受診指導につきましては、「頻回受診者に対する適正受診指導について」（平成14年4月18日監保第5号の8福岡県保健福祉部長通知）により、適正受診指導に取り組んでいるところあります。

今般、医療機関に対して、平成15年3月分の医療券送付時に、別紙チラシを併せて送付しますので、各郡市医師会への周知方よろしくお願い申し上げます。



生活保護法による指定医療機関のみなさまへ (歯科は除きます。)

生活保護法による医療扶助の運営に当たりましては、かねてより格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成14年3月厚生労働省通知「頻回受診者に対する適正受診指導について」の実施に伴うご協力依頼を、昨年4月に福岡県医師会を通じてお願いをしているところですが、保健福祉環境事務所では平成15年4月から生活保護法の医療扶助受給者に対しまして、下記のとおり、具体的な指導援助を始めることになりました。

つきましては、本業務の円滑な実施について、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 【趣旨目的】

医療扶助による外来患者について、診療口数が過度に多い者については、主治医訪問等により適正な受診回数を把握した上で、適正受診に関する指導援助を行い、これらの患者の処遇の充実を図るとともに適正な保護の実施を確保することを目的とするものです。

2 【対象者】

医療扶助による外来患者(歯科を除く。)であって、同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診している月が3か月以上続いている者です。

3 【主治医訪問】

保健福祉環境事務所において、事前に患者本人及び囑託医を含めて検討した上で、主治医訪問の必要がある者について、次の調査内容についてお尋ねするものです。

なお、主治医訪問に当たっては、調査日時を事前に医療機関に連絡して了解を得るなど、診療の妨げにならないよう十分配慮いたします。

4 【調査内容】

現在の治療状況、通院見込み期間及び適正受診日数などです。

平成15年3月

福岡県保健福祉環境事務所